

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 1月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第3号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第 134号）の一部を次のように改正する。

「
申請者の氏名（フリガナ） 性別
（ ）
」」

第 1号様式中 申請者の氏名（フリガナ） 性別
（ ）
個人番号
に、

「
（申請者との関係）
氏 名
（ ）
（ ）
（ ）
」」

を 申請者の氏名（フリガナ） 性別
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
に、

「
（申請者との関係）
氏 名
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
」」

を 申請者の氏名（フリガナ） 性別
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
（ ）
個人番号
に、

()	()
()	()
()	()
()	()

」

」

()	()
個人番号	
()	()
個人番号	
()	()
個人番号	
()	()
個人番号	

」

」

に改める。

第 2号様式中

() ()	
() ()	
() ()	
() ()	
を	
() ()	
() ()	
() ()	
個人番号	

に改める。

第 6号様式中

氏名	
を	
個人番号	
個人番号	
個人番号	
個人番号	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 2月 1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例

施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。